

令和5年第8回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

令和5年12月13日(水)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第54号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第55号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第56号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第57号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第58号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第59号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第61号 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第62号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第63号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第10 議案第64号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第65号 永平寺町介護認定審査会条例の制定について
- 第12 議案第66号 永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定について
- 第13 議案第67号 永平寺町民生委員推薦会条例の制定について
- 第14 議案第68号 永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定について
- 第15 議案第69号 永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定について
- 第16 議案第70号 永平寺町地域ケア推進会議条例の制定について
- 第17 議案第71号 永平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定について

- 第18 議案第72号 永平寺町環境審議会設置条例の制定について
- 第19 議案第73号 永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定について
- 第20 議案第74号 永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定について
- 第21 議案第75号 永平寺町図書館協議会設置条例の制定について
- 第22 議案第76号 永平寺町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第23 議案第77号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第24 議案第78号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例
の制定について
- 第25 議案第79号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第26 請願第5号 「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃
止の中止を求める請願
- 第27 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	北川善一君
教育	長	室秀典君
消防	長	宮川昌士君
総務課	長	吉川貞夫君
契約管財課	長	竹澤隆一君
防災安全課	長	吉田仁君
財政課	長	多田和憲君
総合政策課	長	清水智昭君
住民税務課	長	原武史君
会計課	長	石田常久君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君
農林課	長	黒川浩徳君
商工観光課	長	江守直美君
建設課	長	家根孝二君
えい住支援課	長	深水正康君
上下水道課	長	勝見博貴君
学校教育課	長	山口健二君
生涯学習課	長	朝日清智君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	清水和仁君
書	記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議事に入る前に、福祉保健課長、子育て支援課長、えい住支援課長より発言を求められております。これを許可いたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） お時間いただき、ありがとうございます。

前回の予算質疑の際の答弁に対して訂正と回答をいたします。

まず、禅の里工事請負費の件でございます。

要求額の21万3,200円は不足する金額を計上したものでございまして、対象工事は78万3,200円です。予算残額の57万円を引いた不足分ございました。前回の答弁を修正いたします。

なお、協定における修繕の扱いでは、原状回復に要する経費が税込み50万円以上の案件、これについては協議して修繕することとしております。今回の修繕は、経年使用によるスケールの付着が原因でろ過器周辺の流れが悪くなっていたものを修繕するものです。温泉水の効能との兼ね合いがあり完全には防ぎ切れないということから、町の負担はやむを得ないものと判断したものでございます。

もう1点、高額医療合算介護サービス費の実績等についてですが、令和4年度の実績は173件、438万1,000円ございました。令和5年度当初では、これに対して微増の465万円を見込んでおりました。ところが10月支給分までの実績で件数は167件となり、前年同月比では1件の増ながら金額では2割増の451万6,000円となりました。今回の支払い等について不足を生じたため補正するものです。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、私のほうから、第1審議でご質問がありました子ども見守り宅食事業と、すみずみ子育てサポート事業の一時預かりについてご回答いたします。

まず、子ども見守り宅食事業におきまして、NPO法人かさじぞうの宅食世帯数ですが、延べ400世帯とご説明いたしましたが、再度事業者とも確認を取ったところ、24世帯増の424世帯でございました。どうもすみませんでした。訂正のほうをお願いします。

食数ですが、要綱におきましても保護者分も対象となっております、今年度、保護者分も申請してなかったのので、再度、事業者との打合せの中で説明を行ったところ、保護者分も1食分追加することとなったことから、690食から保護者分424食と子どもの追加分を含め470食が増え、計1,160食となりました。

続きまして、すみずみ子育てサポート事業の利用者がどこの地区かということをお教えしてほしいということで、今現在、10名の方が福井市のハーツキッズやスマイリィキッズを利用してございまして、内訳が、松岡地区が9名、上志比地区1名の方が利用をしております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 補正予算の中でご質問をいただきました結婚新生活支援事業の地区別の件数について、でございます。

結婚新生活支援、町内全体で9件ございますが、その中で松岡地区が7件、永平寺地区が1件、上志比地区が1件でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） それでは、議事に入ります。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 答弁していただいたのはありがたいのですが、全協がせっかくあるので、議会前の。こういうことを答弁しますと言っていたけどこっちも心構えがあるのですが、子育ての今の言っていた数字については資料を出してください。ちょっと捉えられなかったのでよろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 今、滝波議員から事前に全協でという話あったのですけ

ど、これは予算審議で後日説明ということに関して議長、副議長に相談させてもらいました。で、閉会日の冒頭でということをお願いありましたので、今回させてもらったということでもありますので、その点ご理解をお願いします。次回からは事前全協で説明するようにいたします。

○議長（中村勘太郎君） 今、総務課長の報告のとおり、今回はそのように指示をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、次回からはまた、そういった意見を尊重してそのように進めさせていただきますと、そのように思っております。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 予算説明書の書き方が分かりにくくて申し訳ございませんでした。次回からいろいろ細かめに、分かるように、分かっているように各課に指導したいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 今後の説明資料については、明確に進められるように理事者に伝えます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。——よろしいですね。

それでは、議事に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしく願いいたします。

～日程第1 議案第54号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第54号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第54号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての件は原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第55号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第2、議案第55号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第55号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第56号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第3、議案第56号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第56号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第57号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算に
ついて～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第4、議案第57号、令和5年度永平寺町下水道
事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第57号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件
は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第58号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正
予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第5、議案第58号、令和5年度永平寺町農業
集落排水事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第58号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第59号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第6、議案第59号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第59号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第61号 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第7、議案第61号、永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 討論させていただきます。

まず、反対の討論をさせていただきます。

当永平寺町も放課後児童クラブの開設は結構前からやっていて、非常によかったと思っています。

その中で、その児童クラブの指導者の件ですが、その研修に当たって、当町は当然、研修のときに資格を持つ、また資格のない人は研修を受けるということとそれに対応されていますが、この法案については、その研修の期間を定めている、ここに書いてありますように、改正後は研修終了期限が課されるものの、研修終了予定者を放課後児童クラブ支援員とみなす、処置自体の期限は切らないよというふうになっています。当町は切っているわけですが、この法案は、その改正は、それを無期限化するということになれば、うちのやり方について、遅れるというのか、反対のというのか、後退する法案ですので、それを認めよと言っても認められないと思います。

議員さんの方々も分かっていると思いますが、子育て支援のまちということで放課後児童クラブという形ですとずっと頑張ってきています。その条例そのものを決めること、その決めた内容は私らがやっていることを後退する意味ですので、これには、ぜひ皆さん、考えていただいてよろしくお願ひしたいと思います。反対という立場を私は取りますが、皆さんもそのようにお考えいただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 私は、この条例につきまして賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

基本的に放課後児童クラブ、当町でももちろん開設していただいているのですが、その利用者というのは、放課後になった児童の保育をする担い手が、おうちにいらっしゃる現状にある子どもたちが対象でございます。ということになってきますと、おうちに帰宅する子どもたちの中にはいるわけですが、果たして、その子どもたちがおうちに帰って、その子どもたちの保育をするのは祖父母であったり、両親のいずれかであったりという場合が多いと思います。当然ですけど家族ですから、その家族は指導者というような研修を受けているわけではありません。

そのことも踏まえて、放課後児童クラブの指導員という方を委嘱するに当たりまして、研修というのは必要だということは私も同感でございます。ですけれども、昨今の採用の状況とか人手不足というところから考えますと、やはり子どもたちを安全に見守ることが最優先ということになってきますと、研修はもちろん必要ですけれども、それ以前に人の確保というのが、大事なことになると思います。

それを踏まえますと、研修を一定期間猶予するというのはやむを得ない状況ではないかと思えます。何よりも子どもたちの安全確保が一番だと思いますので、この法案には賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勸太郎君） ほかに討論ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、この条例改定に反対の立場です。

今日、児童クラブの指導員の質の問題が話題になることが、やはりあります。子どもたちをただ集めて見ているだけか、それとも児童クラブは子どもの成長の場になっていくのか、という意味では非常に大事なことです。

これを見ますと、一つは、平成32年3月31日までの間にということを示してあるやつが、どういうわけか、いわゆる令和2年の3月31日までの間に終了しなければならないのがおざなりになっていたと。それが今度、改定で当分の間だというのがあるということは、その先が定められていない。ただし、新たにその従事者になった場合については、2年以内に当該研修をとということで定められている。そういう意味では、普通は2年以内には終了してなければならぬということが、もしそれがやられていないことを認めるということになるの

は、それはまずい。

私は、より指導員の質、またその質を確保するために処遇改善の問題もあるとしたら、それらも含めてしっかり見ていく条例にすべきなのにそうではないということ、反対の立場を取ります。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 賛成の立場から発言します。

やはり指導員不足は非常に深刻な話になっていると思うので、指導員等になるハードルを下げて、指導員の人数を確保することは必要だと私は考えます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第61号、永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第62号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第8、議案第62号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第62号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第63号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第9、議案第63号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第63号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第64号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第10、議案第64号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第64号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第65号 永平寺町介護認定審査会条例の制定について～

～日程第12 議案第66号 永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定について～

～日程第13 議案第67号 永平寺町民生委員推薦会条例の制定について～

～日程第14 議案第68号 永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定について～

～日程第15 議案第69号 永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定について～

～日程第16 議案第70号 永平寺町地域ケア推進会議条例の制定について～

～日程第17 議案第71号 永平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定について～

～日程第18 議案第72号 永平寺町環境審議会設置条例の制定について～

～日程第19 議案第73号 永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定について～

～日程第20 議案第74号 永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定について～

～日程第21 議案第75号 永平寺町図書館協議会設置条例の制定について～

～日程第22 議案第76号 永平寺町子ども・子育て会議条例の制定について～

～日程第23 議案第77号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第24 議案第78号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 日程第11、議案第65号、永平寺町介護認定審査会条例

の制定について、日程第12、議案第66号、永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定について、日程第13、議案第67号、永平寺町民生委員推薦会条例の制定について、日程第14、議案第68号、永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定について、日程第15、議案第69号、永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定について、日程第16、議案第70号、永平寺町地域ケア推進会議条例の制定について、日程第17、議案第71号、永平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定について、日程第18、議案第72号、永平寺町環境審議会設置条例の制定について、日程第19、議案第73号、永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定について、日程第20、議案第74号、永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定について、日程第21、議案第75号、永平寺町図書館協議会設置条例の制定について、日程第22、議案第76号、永平寺町子ども・子育て会議条例の制定について、日程第23、議案第77号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について、日程第24、議案第78号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定についてまでの14件を一括議題といたします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

なお、採決は議案ごとに行います。

議案第65号、永平寺町介護認定審査会条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第66号、永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号、永平寺町民生委員推薦会条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号、永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第69号、永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号、永平寺町地域ケア推進会議条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号、永平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号、永平寺町環境審議会設置条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第73号、永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第74号、永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第75号、永平寺町図書館協議会設置条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第76号、永平寺町子ども・子育て会議条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第78号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

(「ちょっと議長、暫時休憩お願いいたします」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第25 議案第79号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第25、議案第79号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第79号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

追加議案書3ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ7,863万4,000円を追加し、補正後の予算総額を101億9,703万1,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、4ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第79号の補足をいたします。

追加議案書9ページをお願いいたします。最後から2枚目です。

款2総務費、項1総務管理費84万円につきましては、四季の森複合施設の正面玄関自動ドアが故障しましたので、修繕を行うものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費135万3,000円につきましては、法改正により戸籍に振り仮名をつけることとなったことに伴う戸籍附票システムの改修費用でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、負担金、補助及び交付金

のうち介護サービス継続支援交付金189万1,000円でございます。社会福祉施設への食料費高騰支援につきまして、県の事業に上乘せして支援を行うものでございます。価格高騰緊急支援給付金6,630万円につきましては、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付を行うものでございます。委託料の261万8,000円につきましては、この給付金の支給に必要なシステム改修費用でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費424万2,000円につきましては、認定新規就農者に農業用機械の購入費用を補助するものでございます。

目4農地費57万4,000円につきましては、土地改良区が維持管理する県営造成施設に対する補助金を増額するものでございます。

款10教育費、項6保健体育費50万円につきましては、中島河川公園内に防犯カメラ及びカメラ設置を周知する看板を設置するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） 理事者から令和5年度12月追加補正予算説明書を頂いております。それに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

これより第1審議を行います。

予算説明書に基づき、課ごとに審議を行います。総括質疑は、課ごとの審議終了後、第1審議の終了前にお諮りいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、総合政策課関係、一般会計予算説明書4ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、総合政策課所管の補足説明をさせていただきます。

資料4ページ左側をお願いします。

情報推進事務諸経費です。振り仮名に係る住基システム、コンビニ交付システムの改修が国の社会保障・税番号制度システムの整備補償金の対象事業となりましたので、財源組替えをさせていただくものです。

それでは、4ページ右側をお願いします。

IT拠点設備施設整備運営事業です。四季の森の複合施設の正面玄関の自動ドアの故障に伴いまして修繕が必要となりましたので、補正をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 4ページ左側の情報推進事務諸経費についてですが、さきの全協で財政課長からいろいろ説明を受けているのですが、ちょっと分からない点を教えていただきたいと思います。

この戸籍について振り仮名を打つという、付するという国の法案が6月に可決されて成立したと聞いているのですが、そのことによって3つのシステム改修する国の補助がついたということですが、6月ということなので緊急だったのかなと思うのですが、これ当初予算にもともと予算化されていたということは、予算書を見る限りそうなのかなということと、国から今年度限りやというような話も出たということは、6月に可決して今年度限りということで慌ててというものの流れが、少し何か理解ができない部分もあるので、もう少し説明をしていただけたらなと思います。

要は、6月に法案が可決してあったのに補助は今年度限りと、急遽やりなさいということと、当初から予算化されていたということの少し整合性が合わないのかなと思っているのですが、これどうでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） この戸籍に振り仮名をつけるということにつきましては、本年6月9日に戸籍法等の一部が改正され、公布されました。その改正文の中で、施行につきましては公布の日から3年以内に施行するというもので、今すぐ始まるというものではなくて、これから各自治体のほうで実際その戸籍に振り仮名をつけるために取組をしていく。要は、個人さんから出していただいて、こちらのほうで確認をし、3年かけてやっていくというふうになるものでございます。

今回のこの総務省関係の補助金ですが、当然、戸籍につきましては戸籍だけのシステムというのもありますし、それは今後また改修していくこととなりますが、その住基情報と連携する部分、それにつきましては総務省が所管の補助金ということになるのですが、国のほうから、総務省所管の補助金についてはなるべく今年度の補助金を使って対応するよということが示されましたので、住民税務課としては、実はこの振り仮名に関しましては6年度以降の予算でやっていこうというふうに考えていたところではあるのですが、5年度の補助金を使ってとい

うことでしたので、住基情報との連携が必要なものについて早急に発注等をしていきたいということで、今回、補正をお願いするものでございます。

なお、振り仮名につきましては、今の漢字の氏名の上に片仮名で記載されるといふものでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） もう一つのことは、歳出を見てなくて財源組替えになっているということですね。

当初予算は広域圏への負担金いろいろ見ておるわけですがけれども、そのシステムを改修していく中で請負先などが出ましたので、あえてこのシステム改修に係る費用を見ていたわけではなく、差金が出たので、その差金をこのシステム改修に広域圏として充てるということで、こちら側からの負担金の増額はなしということで財源組替えのみにさせていただいております。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 3年かけてやりなさいというところの中で、かなり事務量もあるので、国としては早くやってほしい、作業を取りかかってほしいということで今年度補助をつけて、住基と戸籍を合わせるというのですか、そういうような作業をやりなさいという指示で、ついたということで理解すればいいのですよね。はい。

それと、先ほどの当初予算で、ここの、これに対しての予算ではないのだろうと思いますけれども、持っていたということは、大卒、広域圏の負担金がある程度かかるだろうという見込みの中で、いろんなことがかかってくるだろうと思って当初で見ていたということで理解すればいいですか。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） はい。今、議員のおっしゃったとおりでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

今ね、かぶって住民税務課長の、次の5ページの関係を、もう関連してありましたので重複するかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

次に、なければ住民税務課関係、5ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 戸籍に振り仮名をつけるに当たりまして、当然、戸

籍の附票にも、今後、振り仮名をつけて交付等されたときに振り仮名が載っているというように対応していくために、戸籍附票システムにおいても振り仮名情報の保存ですとか、管理をするための機能を追加する必要がございますので、システム改修費として今回計上するものでございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、福祉保健課関係、5ページから6ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） では、6ページ左側、価格高騰緊急支援給付金について補足説明します。

今回の要求額は6,630万円の負担金、補助及び交付金でございます。1,050世帯の7万円を掛けたもので、当初、3万円を支給した場合の予算が3,600万円、これに対して960人の方に支給いたしました。2,880万円の執行ということで、残り720万円を引いた金額を計上しております。執行に当たっては12月1日現在で予定をしております。世帯状況を見て支給することでございます。

それから、振込予定日でございますが、来年の1月25日。スケジュールの都合上、1月25日が最短ということで、現在予定を立てております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 6ページの左側ですが、非課税世帯の追加支給の問題ですけど、いわゆる非課税世帯の周辺にいるぎりぎり世帯というのですかね、均等割だけ納めているとか、もしくは独り親家庭なんかで大変な目に遭っているところとか、そういうふうなところへの支援をさらに町独自に考えるとかということはないですか。国の制度だけでやるということですか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 非課税世帯、国が決めて、その部分のところをどこで線引きをするのがいいのかとか、そういったいろいろある中で、こういったのはやっぱり国の政策に従って進めていく。ただ、町の状況を見て、例えば農業であったり

商工業であったり、今回福祉施設だったり、そういったところはしっかりと
いっていますが、こういった給付については、やはり国のそういったのを見て、
そこをうちが窓口に立って進めていくという形です。

本当に今、町民の方、所得が多い方でも大変な方もたくさんいらっしゃると思
いますし、そこをどういうふうに判断するかというのはやっぱりちょっと難しい。
国はここでこういうふうな判断をして今回給付するという形になっていますの
で、その辺ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 町長そう言われるのは分かるのですが、現実的には苦しい世
帯、特に高等教育を受けるためにどうしていくかというのを、子どもは小さいと
きから学資保険とかに入っているいろいろな準備をされている人たちもいる。独り親家
庭というのは、そういう意味では非常に厳しい面があるのではないかと。ぎりぎり
世帯にぜひ町独自に、やっぱりその支援も含めて。国の制度だけでは、言葉は適
切かどうか分からん、救われない人たちにも温かい手を差し伸べるといことも
こういう時期には必要ではないかと。

本町は学校給食の無償化とかということをやっている。それについては本当に
評価するところですけども、それ以外のところでも、こういうときには「あの
人はあたったけど、私らはあたらないのや」ということを心に持たれる人たちも
いらっしゃるんで、そこは十分考えて、やっぱり町独自の支援もいろいろ手を伸
ばしていただきたいなと思っているところです。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） また1月の臨時議会を多分お願いすると思いますが、もう一
段そういった支援の政策を皆さんにお示しさせていただくと思います。

今、働ける世代が、本当に負担も大きくなって大変になってきている、そこに
どういうふうに目を向けるか、というのも庁内でもお話ししているところでして、
生きがいを持って働ける環境といいますか、そういったのをもう一度、どうい
うふうな支援ができるかというのを考えていきたいなと思いますし、ただ、金元議
員もおっしゃられた、一部だけをしますと、その世代ばかりとか、そういう
ふうな議論にもなってしまいますので、そこもしっかり踏まえて議論をして、ま
た1月にどういった形で支援の手はずを、まだ今みんな考えているところ、関
係団体の情報を集めているところですが、しっかりとお示しさせていただきます。
またそのときいろいろご意見賜ればと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 初めに、5ページ右側の、ちょっと説明いただいてなかったのですが、食料品等の物価高騰での影響を受けている、特に福祉施設等について、その支援をするという補正でありますけれども、聞きたいのは、介護保険事業、障がい系の事業所、おのおの17施設と5施設と見ればいいのか。これで町内全域の施設というのは網羅されているのかということと、あと実際にこの物価高騰の影響で非常に経営に響いている、という現状というのはどのように町では把握しているのかということをお聞きしたいなと思います。

それと、続いて6ページ左側の非課税世帯への支援金についてでありますけれども、前回3万円の支援をやったということで、今ほど960人に支援をしているということですが、その残額が720万あるということですから、それを割り切ると240やったかな、260やったかな、の方にこの支援が届いていないということも、言い換えればそういうことになります。どういった方々にこの支援が届いていないのか、その原因はどこにあるのかということ、精査しているのかなということと同じように、今回1,050世帯に7万円の給与をするわけですが、それが届かないということが実際に前回同様起こり得ることですから、その対策をどのように講じているのかということ、ぜひ答弁していただきたいなと思います。

ただ単に、国の支援ですから、国がやっていることですよということではなくて、せっきく国がこのような制度を設けているのですから、それを実際に運用するとか実施する自治体が、どれだけそういう方々に寄り添えるかということが、課題になってくるのではないかなという思いで質問をさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、5ページ右側です。前回の補正予算522万4,000円に追加して、今回、町単独分で189万1,000円をお願いするものです。町内事業所、介護事業所、障がい系の事業所、全て網羅しているということでご理解ください。

経営状況につきましては、一件、一件ヒアリングという形で捉えてはおります。事業所当たりで捉えております。何とかやりくりできておりますと言う方が多い状況ですが、人員の確保や食料費の高騰ということではかなり苦しいということはお聞きしております。具体的に幾ら幾らというところまでは、捉えられ

る事業所さんと、捉えられない事業所さんございますので、個別にはお答えできませんけれども、一番きついのはやっぱり人員不足だということをお聞きしております。

そして6ページ左側の給付金の残額、届いていない方にはということですが、一応非課税世帯ということでご案内は申し上げておりますが、課税者の扶養になっている方、扶養になっている世帯、ここも対象外になってきます。学生さんが特に多いわけですが、遠隔地において課税者の扶養になっているという場合には、確認には時間を要します。永平寺町のデータとしては、非課税世帯として捉えられてしまいますけれども、実際には課税者の扶養であったという場合には対象外になってきます。これはこれまでの給付金についても同様のことでございます。ですから、ご案内を送付する、お知らせを送付する場合でもそのまま返信がない場合もありますし、返信いただいて、結果、課税者の扶養になっているからお支払いできません、という行為が出てくる場合もございます。ですから、まだ届いていないという方も、もしかすると中にはいらっしゃると思います。それから辞退しているという方もいらっしゃると思います。それと、自分は課税者の扶養だから申請はしない、というパターンもあると思います。これらが混じって300件ぐらいはまだ申請が済んでいない、という形になろうかと思えます。

これを今後どう把握していくのだということですが、結果、残った方々を一件、一件潰し潰しでやっていくしかないです。11月末で3万円の支給は終わりましたが、こういった事務が最終的にはついてくる、7万円支給に当たってもこういった事務が最終的には出てくるということで、プッシュ型で行ける分にはそんなに事務は要しませんけれども、最終的で詰めた段階でかなりの手間を要しているということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 福祉施設については、定期的にヒアリングをしながら、十分支援できる部分があるのなら、それは民間事業者ですからそれぞれの努力もありますけれども、ぜひそういうようなことも相対的に眺めながら、支援というものを今後も考えていただけたらなと思っております。

それと、先ほどの非課税世帯の支援ですが、確かに3万円のときには240世帯が申請をしていないということでもありますけれども、今課長が答弁されたように、扶養になっている学生さんというようなところはそうなのも分かり

ませんけれども、多分それだけではないのだらうと思うのですよ。手続についてなるのかも分かりませんが、本人の証明というのがあるのだらうと思いませんけれども、例えば免許証、マイナンバー、その他となっているのか分かりませんが、いわゆる高齢者世帯、非課税世帯というところの中では、免許も返納している、マイナンバーを取りに来られない、例えば施設に入っている人、病院に入っている人というのは、なかなかそういうこともできないという状況もあるみたいですね。そういうふうなところもどうするかというのもぜひ考えていただけたらと思うのですが、これは国の制度ですからできませんということになるのかも分かりませんが、その辺もう少しまた分析していただいて一件、一件潰せるようにしていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 申請の受付に当たっては、丁寧に対応してまいりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次、農林課関係、7ページから8ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） それでは、7ページの左側をお願いします。

農業委員会事務諸経費でございます。これにつきましては、交付金のほうが実績に基づいて算定されて確定されました。それに基づいて、今回補正をさせていただくものです。財源としましては、10分の10の国庫補助金となります。

7ページ右側をお願いします。これにつきましては、同じく交付金が確定されたことによりまして、事務費であります会計年度任用職員給のほうに充当するというところで財源組替えをさせていただくものでございます。

8ページの左と右、それぞれ担い手育成事業と農地事務諸経費でございますが、来年度の事業として県のほうに要望していたものが、県のほうから今年度での対応が可能であるという内示という連絡を受けましたので、申請者と確認をしまして、今年度、前倒しで事業に取りかかるために補正をさせていただいたものでございます。

この農地利用最適化交付金でございますけれども、令和4年度に国のほうが見直しをしております。見直しの内容としましては、4年度までは委員の活動払い、委員さんの活動に対して3割、農業委員会全体の成果に対して7割という算定の

方法で国が交付金をやっていたものを、4年度から、委員さんの活動に対して7割、農業委員会全体の実績としたものに対して3割というふうに割合を逆転されております。そういったことで、まず今回、金額を算定しているのですけれども、当初予算のときは見込みで、国のほうで作っているシミュレーターというものに基づいて予算の段階では実績見込みで予算計上します。それが結局、最終的に活動実績が上がったことによる今回の補正になります。

その活動の内容としましては、まず今現在、農業委員会のほうで取り組んでいただいております地域計画に関する活動とか、農地の出し手、受け手の利用調整とか、農地中間管理機構との連携活動、あと農地パトロール、遊休農地に関する指導・相談活動、新規就農者や新規参入者とかの相談活動なんかにも活動として取り組んでいただいております、これらの実績が増え国のほうが増額という算定で交付決定をしたために、今回の補正になるということでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 丁寧な説明ありがとうございました。

ということは、今の7ページの左側の、いわゆる交付金の算定替えについては、おおむね本町の農業委員は、他の市町といった表現がいいのかは分かりませんが、非常に活発に活動しているというふうに理解をすればいいんでしょうか。ちょっと県下の状況も分かったら、本町はこれくらいというような、交付額でもこれくらい伸びているのですよ、ということがあったら参考までに答弁いただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） まず、県下の状況については、まだそういったところを把握してないので、把握できましたらまたお示し、お渡ししたいと思います。

それと、国のほうが各市町の実績を取りまとめて、その平均に対してその市町の交付率を決定しているものでございます。そういったところを見ますと、少なからず永平寺町の活動が平均を下回ってはいないのかなと考えられるのかなと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 難しい言い方せんと、分かりやすく言ってください。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） はっきり確認していませんけど、まず上回っているという結果になっているものだと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

なければ次に、生涯学習課関係、9ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） 補足説明ございません。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第79号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第79号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

なお、採決は議案ごとに行います。

議案第79号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第26 請願第5号 「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第26、請願第5号、「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願の件を議題といたします。

本件は、去る令和5年11月27日に教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 請願第5号、「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願ですが、教育民生常任委員会は、今議長が報告したように、採決の結果、賛成多数で採択としたものです。

この提案内容ですが、論議の中で、いわゆるトラブルの原因については国のシステムによるものか、もしくは紐つけ作業上の問題かとの質問もありましたが、これらの点については紐つけの作業の問題等があると思うのですが、提案理由といますか、国は、来年の秋には現在の保険証を廃止し、マイナンバーカードに紐づけした通称マイナ保険証に切り替えると昨日も国会の論議で答弁されているところです。しかし、マイナンバーカードに保険証を紐づけした人はカード取得者の、本町でも65%程度、さらにマイナカードが未取得者、そういう人たちが全国で2割近くいるとされています。

こういう状況の中、現在の健康保険証の廃止を強行することは、制度上マイナンバーカードの取得が困難な人、国会での審議では、障がい者や認知症の方、さらに高齢者など社会的弱者とされる人たちがマイナカードの手続、取得、管理ができず、つまり制度上、健康保険証を持ってない人が生ずる重大な問題があることが明らかになってきたところです。顔認証ができるという話もありますが、昨夜

の報道では、それはマイナンバーカードを持っている人が役所に行き手続をすることで、病院で保険証として顔認証だけ可能となるカードが発行されるということですから、マイナンバーカード未取得者が残されていくことはどうもそのままになっている状況だと思われま

す。この問題、アンケートでも国民の約8割の人々が現在の保険証を残せとの声です。現に病院でマイナンバーカードの、いわゆるマイナ保険証の利用状況は紐づけ者の約5%ということで、現在、さらにそれも4%台に下がる方向で推移していると聞いています。来年秋以降、現在の保険証が廃止になったとき、マイナンバーカードを持たない人やマイナンバーカードに紐づけされていない人には資格確認書が自治体より発行されるということですから、自治体においての手数は増えることはあっても減ることはない状況だと思っています。それなら今までの保険証でいいのではないかというのは、多くの国民の状況です。

さらに、病院の手続の問題で言いますと、今日の福井新聞にも「医療現場『大混乱』」という記事が出ているところですが、病院での手続は、いわゆるマイナ保険証の確認もしくは顔認証保険証の確認、この顔認証保険証の確認ではエラーが出ることが度々あるので目視も可能ということがありますから、病院では大変です。さらに資格確認書と、小さな病院などではそういう機械を持たないところでは本当にさらに大変になると聞いています。ですから、保険医協会というところではこの導入は急ぐなどの声明も出されているところです。

現在では制度的に保険証を持たない人が生まれるマイナ保険証導入と現保険証の廃止は一時延期し、ほぼ全国民がそういうことを持てるような状況になるまで待つよ

うということ提起して、委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の現在は、保険証といいますと健保協会とか共済組合、扶養者も含めてきちっと渡っているという状況でございます。それをあえて変えてマイナンバーカードでということですが、まず交付がきちっとできるのかどうかというところも非常に心配しているのですが、先ほど非課税世帯のところでも言いましたとおり、自治体窓口に赴いて交付していただくということがなかなか

できないような方もいらっしゃるのではないかなというふうに懸念をされるのですが、その辺委員会で、町の実態も含めて何か審議はあったのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 特段具体的に町内で、先ほど、いわゆる国の非課税世帯への支給で未支給者が出てくるような問題が挙げられて別段論議されたわけではございません。ただ、制度上、マイナ保険証を持ってない人たちが生まれてくるというのはあるということを申し上げているところです。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は採択です。したがって、原案に反対者の討論の発言を許しません。

13番、楠君。

○13番（楠 圭介君） 私は反対の立場から討論をさせていただきます。

マイナンバーカードの保険証紐づけに関しては、請願にもあるように、登録者もまだまだ少なく、行政や病院の手続にてミスやトラブルが起きていることは事実だと思います。しかし、ミスやトラブルの原因の多くは人的なものであり、システムそのものの大きな不備は今のところ国や県からも報告がない状態です。つまり、慣れてくればおのずと減っていくわけです。

また、政府も、従来の健康保険証を1年間、2025年の秋まで使用できる経過措置を取る、マイナンバーカードを紛失した人や取得しない人には保険診療を受けられるよう資格確認書を発行するなど、導入の段階で何かしらの不具合が発生することを想定して柔軟に対応する構えでいます。

そして、そもそもマイナンバー制度の目的というのはデジタル化、DX化です。人口減少社会を乗り越えるため、業務の効率化や、深刻な人手不足を解消する手段であり、これまでのように誰も取り残さない社会を維持するために取り組んでいます。最初から百点を目指し足踏みするより、新しい形に向かって、まずは

歩二歩と踏み出してみることに、これからの時代は国として、そして自治体としてもそのような姿勢が必要だと私は感じております。

よって、今回の請願には反対の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、賛成者の討論の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、私から賛成の立場から討論をしたいと思います。

今回のこの中止を求める請願ですが、これはマイナンバーカードを、皆保険制度が確固たる国、日本でありますけれども、その中の国民健康保険、また企業であるとか協会、また共済のそれぞれの保険証を廃止して紐づけるものであります。

しかしながら、この請願の内容にもありますし、新聞等いろいろな形で報道されていますが、それから世論調査の中でも延期や撤回を求める声は既に70%以上あるというふうに思っております。マイナンバーカードに対する不安に対しても、その不安の度合いもありますが、不安だと答えている方はやはり8割近くあるというふうに報道もされています。そういう状況下であり、また今日の新聞もその利用率は4.49%、5%を切るような利用率という状況下にあります。

そういう中で、現在、マイナンバーカードの申請も少ない状況の中から、国民健康保険証廃止により、今ほど説明もありましたように、弱者と言われる障がい者であるとか認知症の方であるとか高齢者、申請等も行けない方や、そういう持てない人が出る可能性も多々あるというふうに思います。

よって、廃止ではなく一時延期、やはり国民の要望のとおり延期をし、国民の反故をなくすことを動議すべきであるというのが、第一に先決であるというふうに考え、私は、この健康保険証廃止の中止を求める請願には賛成の立場を取りたいと思います。ぜひ議員各位の方々の冷静な判断を求めて、今回の賛成討論としたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 7番、森山です。反対の立場から発言します。

私もちょっとマイナカードを実際病院で使ってみました。顔認証等、特に簡便な印象を受けまして、これは顔認証するということで、不正使用の防止、そういったものにも十分役に立つのではないかと考えました。

よって、このマイナカードの普及を妨げる可能性のある本採択については、私

は反対します。

○議長（中村勘太郎君） 次に、賛成者の討論の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 私は、この請願に対して賛成の立場から討論させていただきます。

先般の一般質問でも私、後見人制度について質問させていただきました。そのときにも申し上げたのですが、世の中には本当に困ってらっしゃる方、生まれたときからその能力を持ってない方、という方がいらっしゃるということを改めて認識しました。知的障がいであったり、あるいは精神障がいであったりとしてマイナンバーカードそのものをよく理解してない、これから先もできないという方が、世の中にはいらっしゃるというふうに思います。そういう方は、今まで使ってきた健康保険証、生まれてからこのまますっと使ってきているわけですから、健康保険証が今まで生きている中で、ずっと医療に関わる分は必要だというふうに教え込まれて訓練されて、やっと使えるようになった状態であります。その方たちに新たなシステムを理解していただき、使えるようにするために、その以前の問題としてマイナンバーカードの申請も残っています。申請するに当たってもなかなかご理解いただけるものではないというふうに考えられます。

そういったことから考えますと、やはりそういう障がいをお持ちの方というのは、特に医療に関しては大きな重大な病気を持ってらっしゃる方が多く、医療費も大きなものになってくるというふうに思います。その点も踏まえまして、やはりそういう方がいらっしゃる以上は、マイナンバー一本化にするのではなくて、あくまでも健康保険証というのは残して柔軟な対応というのが必要だというふうに考えますので、この請願に対して賛成とします。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） 私は、請願第5号、「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

この件に関しましては、昨日、政府は首相官邸でマイナンバー情報総点検本部を開催し、総点検結果を取りまとめたところでございます。デジタル庁によりますと、点検対象8,208万件のうち8,206万件で本人確認が終了している

と。総点検とは別に確認されました健康保険証の紐つけ誤り、これが7,553件などと合わせますと、全体で約1万5,907件のミスがあったとの報告がございました。このことは事実として受け止めなければならないというふうに思っております。

しかしながら、国において早急な改善を進め、2024年秋には現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替える方針を再度改めて表明しているところであります。

そこで、永平寺町においては、マイナンバーカード普及が11月末時点におきましては、申請数が全体の85%を超えております。交付率におきましても全体の82.7%というふうなことで伺っております。健康保険証紐づけ完了数は11月末時点でもう68%を超えている、後期高齢者におかれては60%をもう超えているというような状況となっております。

今後において、マイナンバーカード未登録、国、町においても健康保険証の紐づけ未完了の方への対応策として、資格確認書の発行も打ち出されているところでございます。また、マイナンバーカードのセキュリティ対策強化も十分図るということでございます。

紐づけの誤りですが、町内では今のところ起きていないというような状態、実態であるというふうに伺っているところです。この検証の中から、個人が自らの責任において紐づけ作業に取り組んだものはほぼ確実にできているのかな、また、代行してやったものに対しては、やはり多くミスが出ているというような、そういった経過があるのかなというふうに思うところであります。こういったことは、やはり今後の教訓として改善し、残しておかなければならないというふうに私も思っております。

私も当時は総務省委託を受け代行資格を持った経験から、代行してミスをするということはあってはならないことだと、私も常々実感しているところでございます。しかしながら、私の実務経験からも、これがやはり個人申請、受付双方の、先ほど言われましたが、能力の課題、そういったものもあったのだと思うところでございます。今後の改善策で十分対応できると思っているところでございます。

そこで、やはり現在の時代の変革の中で、デジタルトランスフォーメーション推進の方向で国が動いているという事実、現実、その中で今の永平寺町の将来に向けた、デジタルトランスフォーメーションの現状を推察する限り、これをストップさせることはさらなる混乱と事業停滞を招くと考え、反対の討論とさせてい

たきます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 次に、賛成者の討論の発言を許します。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 賛成の立場で討論させていただきます。

本来、これ国の制度でありますけれども、マイナンバーカードの不信感をもたらした大きな理由は、手作業でやっている自治体職員の人為的ミスというふうに言われております。でも、このことは国が、当然それも起こらないようにすべき国が、この地方自治体の職員の人為的ミスにその原因を定めているというのはあまりにも無責任だろうと思います。これは自治体職員に成り代わって、それは大きく強く訴えていきたいなと思っておりますし。

また、このシステムを導入するについても、まだめどが立っていないということでもあります。ましてや、現実的には医療費請求も間違っている、顔認証もできていないという精度の欠点があるにもかかわらず、見切り発車的に来年秋ということは、あまりにも国が無責任であると言いかねない。そのツケはどこに行くかという、本町のような地方自治体にその事務を任せる、ということにほかなりません。もう一つは、医療機関の受付でもそういうような事態が生じることは明らかに目に見えています。

ここは地方自治体が声を上げなければ、変わっていかないということになります。当然このことによって本町の事務も増えていくわけですから、町長がよくおっしゃっている、本町は職員数が多いというふうなこともあります。結局また少ない限られた職員の中で、こういう事務をやっていかなければというふうに、結果的には役場の職員が大変なことになるというふうになります。ですからこの辺は、もう少し安全というか円滑な理由を見込めた上で、この導入を決定していくということをしていかなければ、後々問題は自治体あるいは住民に負わせられるということですので、ここは議員としても慎重に考えていかなければならないと思っておりますので、賛成をしていきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第5号、「健康保険証を持たない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

したがって、本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○議長（中村勘太郎君） 起立少数です。

よって、本請願書は不採択とすることに決定いたしました。

～日程第27 委員会の閉会中の継続調査の申出について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第27、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、学校再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

暫時休憩します。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る11月27日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、会期中、その都度指摘されました諸点につきましては、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては真に町民の福祉向上のため、万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和5年第8回永平寺町議会定例会を閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和5年度一般会計補正予算をはじめ条例改正等につきまして慎重にご審議をいただき、また妥当なご決議を賜り、ありがとうございました。

今月11日から20日までの間、県内では年末交通安全県民運動が実施されております。11日の早朝には、福井警察署員、町交通指導員を中心に関係機関の皆様、町の職員が交差点などの街頭において町内一斉に交通安全運転などを呼びかけました。

これからの季節は、降雪や路面凍結、交通混雑など道路交通環境の悪化や飲酒する機会の増加に伴い、交通事故の増加が懸念されます。私たち一人一人が交通ルールの遵守や正しい交通マナーを励行することで、悲惨な交通事故を未然に防ぐことができます。年末年始を迎えるに当たり、住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、9日から10日には、あわら市、坂井市、永平寺町の商工会合同によるふるさとうまいもん祭りがJR福井駅前で開催され、北陸新幹線の県内開業による機運の盛り上がりを感じる一日となりました。

新幹線開業という大規模なプロジェクトに伴って、県内では大小様々なイベントや取組が展開されております。今後も、関係者の皆様と連携を取り、県内外への情報発信を積極的に行い、本町の魅力を余すことなく伝えていくことで交流人口の増加とそれによる地域の活性化を進めてまいります。

議員の皆様におかれましては、ご自愛の上、新しい年をお迎えになられますよう、来る年が永平寺町と永平寺町民にとりましてよき年となりますよう祈念申し上げます。閉会に当たってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 本日はどうもご苦労さまでございました。

（午前11時49分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員